

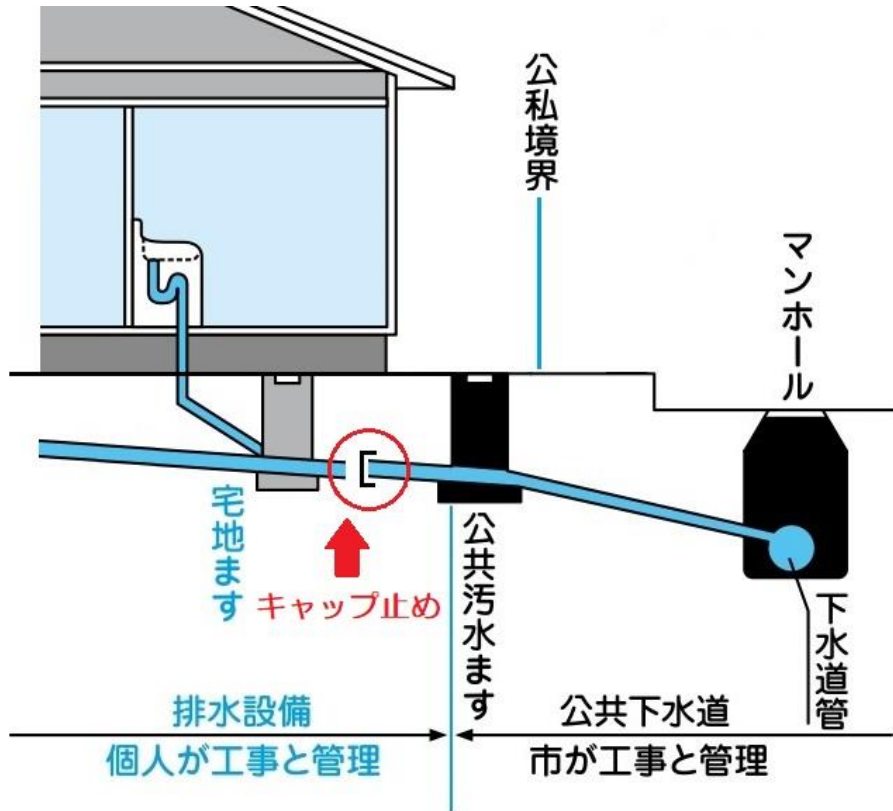
建物の解体工事の際の注意

市内の公共下水道や農業集落排水処理施設が整備されている地域では、個人の敷地内に公共汚水ますが設置されています。

この公共汚水ますは、市の管理物となりますので、建物を解体する際には破損したり無断で撤去したりしないよう注意してください。

また、排水設備を撤去する場合には、下図のように雨水や土砂が公共下水道に入り込まないようにキャップ止めをお願いします。

不明な点は下記連絡先にお問い合わせください。



【主な公共汚水ますについて】

公共汚水ますのふたは左の図のようなタイプです。材質はポリ塩化ビニル製(プラスチック製)で直径は約20センチメートル程度の大きさです。位置は公私境界から個人敷地側の1メートル程度の範囲にあります。設置した時期によってコンクリート製(直径約60センチメートル)のものや合併前の市町のマークが入っているものがあります。自動車の乗り入れがある場合は鉄製のふたのタイプもあります。

なお、建物の解体の際に止むを得ず公共汚水ますを撤去したい場合は所定の手続きが必要ですので、下記連絡先にお問い合わせください。